

# 子育て

## ●遊びと相談●

※当日午前9時から電話で要申込。

つどいのひろば おひさま (0歳～就学前まで)	月～木曜午前10時～正午、午後2時～4時。金曜午後2時～4時 (土・日・祝日休み) 第4月曜午前中に誕生日会をします。 第2木曜は電話相談のみ実施。
ぶち・おひさま (1歳未満)	金曜午前10時～正午
栄養相談 (就学前まで)	第2水曜、午前10時～11時
育児相談 (就学前まで)	第3水曜、午前10時～11時



①絵本大好き！レインボーの読み聞かせ  
いろいろな絵本に親しみませんか？  
日時 4月28日(木)午前11時30分～11時45分  
対象 就学前の子どもと保護者

### 市子育て支援センター



# おひらせひろば



※相談日には身体計測あり。母子健康手帳をお持ちください。

場所・申込・問合せ先 市子育て支援センター ☎072-468-8224

②リズムを楽しもう!!  
溝端先生のミニリズム♪  
親子で楽しくリズムに合わせて身体を動かしましょう!  
日時 5月10日(火)午前11時30分～11時45分  
対象 就学前の子どもと保護者  
申込 ①②いずれも当日午前9時から電話で  
場所・問合せ先 市子育て支援センター(名越108) ☎072-468-8224

◆ママとベビーのヨガクラス  
ママのからだをほぐして、子どもともふれあいましよ  
日時 4月14日(木)、5月19日(木)、6月8日(水)、午前10時10分～10時50分  
講師 繁千代美さん(ママとベビーのヨガ認定講師)  
対象 3カ月～2歳の子どもの保護者  
定員 4組(初めての初回は優先し、定員になり次第締切)

### 子ども子育て交流施設 つげさん広場



◆児童扶養手当の振込  
5月期(3～4月分)の児童扶養手当を5月11日(水)に受給者の口座に振込みます。  
問合せ先 子ども福祉課 ☎072-433-7022

### 就学援助制度

市立小・中学校の児童・生徒がいる世帯に、学習するために必要な費用の一部を援助する制度です。  
要件などについては、小・中学校を通じて児童・生徒に配布する文書と申請書をご覧ください。  
申請期間 4月7日(木)～28日(木)の平日  
申請場所 各小・中学校、学校教育課 ☎072-433-7108  
問合せ先 学校教育課 ☎072-433-7108

## 募集 貝塚南こども園子育て支援センター参加者

問合せ先 貝塚南こども園子育て支援センター(地藏堂238-1) ☎072-432-4735

内容・対象	4月	5月	6月
みなみkids 0歳～就学前までの子どもと保護者	12日(火)	11日(水) 25日(水)	1日(水)
みなみbaby 3カ月～未歩行の子どもと保護者	18日 25日	16日 30日	6日 20日
お誕生会(誕生月にかかわらず参加可)	13日	18日	8日
育児相談	27日	-	22日
みなみパティオ (園庭開放)	月～金(祝日除く)午前10時～11時30分 午後1時30分～3時		

※申込は不要です。

### ①②のかた(水色の封筒でお届け)



### ③のかた(訪問時にお届け)



※2回目以降の申込は、1週間前から可。  
参加費 無料  
場所・申込・問合せ先 NPO法人えーる(近木町4-1) ☎070-5041-2567(平日午前10時～午後3時)  
子育て応援券を配付

### 離乳食講習会



聴いて・見て・作って・食べて離乳食を体験できます。  
保育士・看護師による保育もありますので、安心して受講できます。  
日時 ①4月22日(金)②5月13日(金)、いずれも午後1時30分～3時30分  
場所 保健・福祉合同庁舎  
対象 ①生後5～8カ月頃までの子どもの保護者②生後9～15カ月頃までの子どもの保護者  
※対象児には保育あり。  
定員 10組(要申込、定員になり次第締切)  
参加費 2000円  
申込・問合せ先 健康推進課 ☎072-433-7000

## 4月から児童扶養手当額が変更

児童扶養手当の月額が表のとおり変更になります。

対象児童数	支給区分	令和4年4月から	令和4年3月まで
1人目	全部支給	43,070円	43,160円
	一部支給	43,060円～10,160円	43,150円～10,180円
2人目(加算)	全部支給	10,170円	10,190円
	一部支給	10,160円～5,090円	10,180円～5,100円
3人目(1子増えるごとに加算)	全部支給	6,100円	6,110円
	一部支給	6,090円～3,050円	6,100円～3,060円

※5月11日(水)支給分(令和4年3～4月分)のうち3月分の金額に変更はありません。

※変更後の児童扶養手当証書が必要な場合は、お問合せください。

※請求者または対象児童が公的年金などの受給資格がある場合(子の加算額も含む)、年金額との差額支給です。

問合せ先 子ども福祉課 ☎072-433-7021